平成２２年（フ）第１８２１号
埼玉県南埼玉郡菖蒲町大字上栢間3807番地
破産者　有限会社アイパーク
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８２２号
埼玉県久喜市菖蒲町上栢間3807、開始決定時の住所埼玉県南埼玉郡菖蒲町大字上栢間3807
破産者　水野　　清
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８９８号
東京都世田谷区三軒茶屋２丁目17番10号
破産者　有限会社えびす屋山の手商事
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２８６２号
東京都西東京市谷戸町１丁目17―２―714
破産者　加藤　和夫
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２９２１号
神奈川県横浜市青葉区あざみ野２丁目34―23―102
破産者　神宮　英治
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２９２２号
東京都江戸川区西葛西３丁目14―20―402
破産者　熊谷　武敏
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２９５０号
千葉県船橋市高根台３丁目３―247―302
破産者　田中　光浩
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３０１４号
東京都中野区東中野５丁目６－６―17
破産者　西村　武虎
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３０４３号
神奈川県横浜市港北区篠原北２丁目13―12
破産者　馬場　哲也
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３０４４号
神奈川県横浜市港北区篠原北２丁目13―12
破産者　馬場　睦子
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３２３６号
東京都板橋区東山町20―12―201
破産者　佐竹　正義
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３２３８号
東京都渋谷区大山町46―23
破産者　鈴木　勝己
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３２５２号
東京都世田谷区桜上水２丁目15―18―201
破産者　綿貫　哲也
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３２７４号
東京都世田谷区宮坂２丁目20―５―201
破産者　山田　賢康
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３３２８号
東京都豊島区池袋本町１丁目19―４―203
破産者　宮下　雄太
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３４１６号
東京都豊島区上池袋１丁目13―13―102
破産者　谷口　浩二
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３４２１号
東京都中野区中野２丁目４―21―204
破産者　関　　一郎
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３４２２号
東京都中野区中野２丁目４―21―204
破産者　関　真貴子
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３５５１号
東京都世田谷区玉川台１―13―１―２―206、住民票上の住所神奈川県大和市西鶴間１丁目18―11―106
破産者　渡邊　　武
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３５５３号
東京都府中市小柳町２丁目36―24　パルティーダＢ・Ｂ205
破産者　井上　太郎
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３５５７号
千葉県八街市東吉田789―１
破産者　佐藤　梨架（旧姓小林）
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３５５８号
埼玉県上尾市柏座３丁目８―18―Ａ―105
破産者　猪俣昭二朗
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３５９２号
東京都足立区千住緑町３丁目19―９―201
破産者　村上　幸恵
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

第明治三二十種五郵年三月三十一物認可